

令和3年12月24日規則第24号

大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（令和3年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告の方法)

第2条 条例第4条第3項に規定する公告は、大網白里市公告式条例（昭和29年条例第1号）の定めるところにより行うものとする。

(条例第7条第6号に規定する土地の区域及び建築物の用途等)

第3条 条例第7条第6号に規定する規則で定める土地の区域及び予定建築物の用途は、次の各号に掲げる土地の区域の区分に応じ、当該各号に定める予定建築物の用途とする。

- (1) 県道山田台大網白里線（国道128号交差点から県道飯岡一宮線交差点までの間に限る。）、市道都・4号線（ながた野境から国道128号交差点までの間に限る。）、市道01-013号線、市道01-020号線、市道6-0229号線又は白子町道106号線に接する土地の区域（敷地の主たる出入口は当該路線であり、敷地周長の7分の1以上が当該路線に接するものに限る。） 地域住民の日常生活に資する施設の建築を目的とする開発行為（建築物の延べ面積が1500平方メートル以下であり、かつ、建築物の最高高さが10メートル以下のものに限る。）であって、次に掲げる自己の業務の用に供する建築物の用途とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第13項までに規定する営業の用に供するものを除く。

ア 店舗

イ 飲食店

ウ コインランドリー

エ 事務所

オ 病院

カ 動物病院

キ 社会福祉施設

ク アからキまでに掲げる建築物に附属する建築物であつて、次のいずれにも該当するもの

(ア) 当該建築物において原動機を使用する場合にあつては、その出力が0.75キロワット以下であること。

(イ) 当該建築物の作業場の床面積は50平方メートル以内であること。

(2) 県道飯岡一宮線と九十九里有料道路に囲まれる土地の区域 海浜レクリエーションに資する施設の建築を目的とする開発行為であつて、次に掲げる自己の業務の用に供する建築物の用途とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第13項までに規定する営業の用に供するものを除く。

ア 店舗

イ 飲食店

ウ 宿泊施設

エ 屋外レジャー施設に附帯する建築物

オ アからエまでに掲げる建築物に附属する建築物であつて、次のいずれにも該当するもの

(ア) 当該建築物において原動機を使用する場合にあつては、その出力が0.75キロワット以下であること。

(イ) 当該建築物の作業場の床面積は50平方メートル以内であること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。